

第5回下野市行政改革推進委員会 会議録

日 時 平成28年11月17日(木) 午後1時30分～3時20分
場 所 下野市役所203会議室
出席委員 杉原弘修会長、飯島陽子委員、関口博之委員、小久保武委員、水上美紀委員、
長光博委員、大木徳委員、園部小由利委員、中林佳子委員
欠席委員 飯野洋委員
出席者 (産業振興部)
高德産業振興部長、柏崎農政課長、米井主幹
(建設水道部)
石島建設水道部長、菊地水道課長、杉山課長補佐
事務局 星野総合政策課長、古口主幹、猪瀬副主幹
傍聴者 なし

○次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 会議録署名人の指名
 - (2) 行政評価市民評価事業ヒアリング
 - ①新規就農総合支援事業
 - ②重要給水施設配水管更新事業
 - (3) 全体協議
 - (4) その他
- 4 閉会

○開会

(事務局) 平成28年度第5回下野市行政改革推進委員会を開会いたします。

○あいさつ

(杉原会長) 本日は第5回推進委員会ということで、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。本日は2事業のヒアリングですので、よろしくお願いいいたします。

○議事

(1) 会議録署名人の指名

(杉原会長) 今回の会議録署名委員を指名します。本日は、飯島委員・中林委員にお願いいたします。

(2) 行政評価市民評価事業ヒアリング

(杉原会長) それでは、ヒアリングに入る前に、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 事前に配付しました本日のヒアリング資料ではありますが、お持ちいただい

ておりますでしょうか。お手元がない場合はお申し出ください。事業ごとに市民評価シートを作成していただき、本日の評価シートについては、次回委員会時に回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日のヒアリングの順番につきましては、次第に記載のとおり、①新規就農総合支援事業、②重要給水施設配水管更新事業の順に各40分ずつヒアリングを実施いたします。なお、本日2事業すべてのヒアリングが終了しました後、30分程度全体協議のお時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(杉原会長) 本日は、2件の事業についてヒアリングを実施いたします。1件目は『新規就農総合支援事業』ですので、担当の方からご説明をよろしくお願いいたします。

①新規就農総合支援事業

[産業振興部出席者自己紹介]

[農政課長から説明]

(杉原会長) ありがとうございます。以上、ご説明いただきました。質問等よろしくお願いいたします。

(飯島委員) 150万円の根拠について、どのように算出された金額なのでしょうか。生活保護や年金などの支給額を基礎として算出されたものなのでしょうか。というのも、準備型の給付金には、要件として原則45歳未満の方とありますので、親と同居ということであれば十分であるかもしれませんが、もしかしたら家族のある方もいるかもしれませんので、年間150万円では厳しいと思いました。

(農政課長) 国の制度であり、算出根拠についてはっきりしたことは申し上げられませんが、準備型の150万円は研修期間中の保障ということで、最低限の生活保障をしていく金額ではないかと推察されます。また、経営開始型につきましては、親元で営農を継続していく方が大半であり、準備型を利用した後の経営開始型利用の方も、既に2年間150万円を給付された中で、同様に所得保障を受けていくといった意味合いで150万円という金額設定になっていると思われま。

(飯島委員) 国で決まっているということですね。もう1点、準備型の方が経営開始型に移行する場合、給付要件2番に「農地の所有権又は利用権を有していること」とありますが、まったくそういうものがない方は、せっかく準備型で意欲を持ってらっしゃっても、経営開始型まで移れないのではないかと思います。農地を取得するには縛りがあってかなり条件が厳しくなっておりますが、一方では下野市においても農地がたくさん余っておりますので、こういう準備型の方で経営開始型までの意欲がある方に対して、農業委員会の許可の緩和等はあるのでしょうか。やはり国の何かがないと緩和できないものなのでしょうか。農地を取得するのはかなり難しいと思いますので、準備型利用で意欲のある方でも、経営開始型に移行する前に、どこかの農家で働かざるを得ないのではないかと思います。その間に農地を借りて、ある程度準備をしてからでないとならば経営開始型に移行できないのではないかと思います。

(農政課長) 経営開始型に移行するには経営開始計画を提出していただくのですが、

その計画の中には、農地の確保状況・作物の種類などを盛り込んでいただきます。前段としまして、認定新規就農者という制度により、新規就農者でありながら認定農業者であるという形を取りますと、農地を借りたり取得することが可能となります。給付要件としてその認定を受けた方が対象であり、農地を借りたり購入したりすることが可能な状況となっております。

- (飯島委員) そうしますと、認定を受ければ農業者でなくても農地取得ができるということですか。
- (農政課長) 認定新規就農者となった場合、一般の農業者と同じ位置付けとなり、農地を借りたり購入したりすることが可能になります。ということで、準備型の方が経営開始型に移行することも可能となります。
- (関口委員) 5年間は150万円もらえるということでしょうか。交付対象者数に変動がありますが、過去に途中で止められた方などはいらっしゃるのですか。
- (農政課長) 冒頭において、経営開始型であれば原則5年間は150万円の給付が受けられますと申し上げましたが、国のその後の制度変更がございまして、前年所得により減額や停止となる場合があります。市でも、実際に減額等されている方がいる状況であり、年度による人数の変動については、そういった理由もあります。また、経営開始型では、途中で制度の利用を止めたという方、就農を諦めましたといった方は、今のところございません。
- (関口委員) この制度を3人で組んで利用した場合、トータル150万円なのか、それとも、それぞれ150万円でトータル450万円となるのでしょうか。
- (産業振興部長) この制度自体が市の制度でないということを皆様に認識していただきたいと思います。あくまで、国の制度のものを市が事務を執っているということであり、3人が共同で申請するといった事例が市ではございませんので、夫婦で申請の場合は1.5倍の給付となっているのですが、個人個人が共同でといった場合の情報がございませんので、この取扱いについては、国・県の担当者に確認の上、後日回答とさせていただきます。
- (関口委員) 国の制度というと、給付金も国から出ているものなのでしょうか。
- (産業振興部長) すべて国からの補助金であり、市の負担はございません。
- (関口委員) 非常にいい制度だと思いますので、市としてプラスアルファしようといった考えはないのでしょうか。
- (農政課長) 今のところ、その考えはございません。
- (産業振興部長) この他にも、設備や機械購入などにおいて、市から補助金を出すといった制度はありますが、給付型の補助制度に限っては他にないといったところであります。
- (杉原会長) 2人の委員が質問されたことは、これを利用したいという就農者が同じようなことを考えると思いますので、想定質問でありましたが、確認をお願いしたいと思います。
- (産業振興部長) はい。
- (水上委員) この交付対象の方々は、どのような作物を生産されているのでしょうか。
- (農政課長) 新たに経営を開始された際に取り組む作物としましては、野菜が中心であ

り、他に米麦・果樹・繁殖牛などありますが、相対的に見まして、野菜が全体の76%を占めるような状況であります。その中でも、なす・ほうれん草などの作付けを開始する方が多いようです。

(関口委員) なす・ほうれん草では、どのくらいの面積があったら、生活していけるだけの収入が可能なのでしょうか。もしくは、この給付金150万円が0円となるような収入が得られるのでしょうか。

(農政課長) 品種や価格動向にも依りますので、面積では言い表せないのではないかと思います。

(中林委員) 経営開始型の交付対象者の中で、親が農業者で後継者という方と、まったくの新規の方の割合について教えてください。

(農政課長) 平成28年度は15名の方が経営開始型で給付を受けておりますが、その中で、3名の方が非農家から就農された方です。12名につきましては、親が農業者で後継者ということになりますが、新たな作物によって経営を開始された方であります。

(中林委員) まったくの新規の方が3名いらっしゃるということですが、農地は自分たちで見つけるのでしょうか。それとも、農政課での相談の中で斡旋などをしていただけるものなのでしょうか。

(農政課長) 農地を自ら見つけることも可能でありますし、市の方で農地を貸したいといった相手方を見つけることも可能です。

(杉原会長) 準備型の方ですが、研修先に県農業大学校とあり、研修費が必要となると思われますが、その研修に掛かる費用は誰が負担するのでしょうか。研修費は、国が全額負担するのでしょうか。

(産業振興部長) こちらについても、確認の上、後日回答とさせていただきます。

(杉原会長) 先ほど、夫婦の場合は150万円の1.5倍とありましたが、一世帯で夫婦とその子ども3人でこの制度を利用したい場合の限度額についても、併せてご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(園部委員) 途中で止めた方はいらっしゃると思いますが、これは給付金ですので、もし途中で挫折してしまった場合はどうなるのでしょうか。

(農政課長) パンフレットの給付停止及び返還要件にございますとおり、準備型であれば、研修をきちんと行っていない場合などが返還の対象となります。

(杉原会長) このパンフレットには、国籍規定等条件がまったく記載されておりませんが、外国人に対する適用はあるのでしょうか。外国籍の方で、外国から日本で就農したいという方で、研修を受けたり、あるいは、場合によっては、経営開始型を受けたいといった要求を認めるのかどうかということですが、制度があるかないかでは非常に大きいと思います。あるいは、外国人の場合は、これとは別に国で研修制度など定めているといったことがあるのでしょうか。

(農政課長) こちらについても、国に確認した上で、回答させていただきます。

(杉原会長) もし外国人は除くという場合には、外国人における就農、給付型の奨励金など外国人にも参加してもらおうような仕組みがあるかどうかについても、可能であればご確認いただければと思います。下野市に限らず、栃木県は

人口が減少傾向にあります。こういう有利な給付要件が外国人に適用されていることはかなり外国人には希望であり、しかも150万円という金額は、日本人には安いと思われる方もいらっしゃるでしょうが、外国人にとっては高額な給料となりますので、非常に話題になるのではないかと思います。

(園部委員) 非農家から3名が就農されているとありましたが、ある程度知識をお持ちでも、いろいろ細かいことや分からないことがたくさんあると思われます。市として、そういった部分の支援などはあるのでしょうか。

(農政課長) 農業生産に必要な関係資材を購入して行く際の補助など、市独自の補助事業も用意してございます。また、非常に大切なことは、就農して間もないわけですので、やはり指導的なもの、農業者との交流が図られるような場面を作っていくことだと思います。そういった機会を設けての交流を進めて行くような形を取っております。

(園部委員) そういった市の取組について、市外にもアピールしているのでしょうか。そういった取組を市で実施しているのであれば、下野市で就農したい方が集まってくるのではないかと思います。

(産業振興部長) 新規就農者の活動状況などのPRをするといったことは、市では特にございませんが、JAうつのみやのアグリジャンプなど農協の広報紙では、新規就農者の紹介等を掲載して広報活動しております。市内の新規就農者の中には、全国で2番目の賞を受賞された方がいらっしゃいまして、市長の表敬訪問や新聞社等の取材などによる活動状況のPRは市として実施しているところであります。

(園部委員) 市内には農家の方が多いですし、他地域からの就農希望があるということであれば、定住に繋がると思います。受賞された方がいるということもありますので、県外にアピールするといいいのではないかと思います。

(産業振興部長) 県外からですとイチゴがたいへん人気でございまして、昨年は県外から、ご夫婦で下野市のイチゴハウスに研修に来て就農を目指していた方がおりました。下野市で就農を開始したかどうかはまだ確認できておりませんが、そういった研修で来られる方もいらっしゃいます。

(大木委員) 準備型は県での受付とありましたが、これは市を経由して受け付けるものなのか、あるいは、県に直接申し込むものなのでしょうか。また、準備型から経営開始型に移行してくると思われそうですが、市では、現在の準備型の受給者数などは把握しているのでしょうか。

(農政課長) 準備型の給付につきましては、受付・給付等の事務は県で行います。準備型についての事務は、市では携わっておりません。そのため、どなたが準備型を受けているといった情報は市には入って参りません。

(大木委員) そうしますと、事業概要に準備型について記載がありますが、市の新規就農総合支援事業というものは、経営開始型のみという解釈でよろしいでしょうか。

(農政課長) 事業実績に記載のあるとおり、経営開始型のみであります。

(産業振興部長) 準備型については、相談など市にあった場合に、県の担当者の方に案内

するといった状況であります。

(杉原会長) 事業費内訳のところ、19節の「負担金補助及び交付金」2,700万円は対象者への交付金ということで分かりますが、それ以外は0円であります。市の事業で他の経費が0円ということはあるのでしょうか。連絡事務や出張や資料作成に係る事務費はどこから支出しているのでしょうか。

(農政課長) この事業については19節のみ計上しておりまして、この事務を推進する上で他に経費が掛かるのではないかというお話は、おっしゃられるとおりであります。そういった経費については、ここで計上するものではなく、農業総務事務費としてトータルして計上しております。これは、この事業に限らず農業振興のための共通事務費として、旅費や消耗品などをその中から支出するものであります。

(杉原会長) なぜこういった質問をするかと言いますと、行政評価市民評価をする場合には、その経費が必要なのか、効率性はどうかといったことを審議するところなのです。国から来たものを対象者に流すだけでしたら、この場で評価する必要性がありません。そこで、少なくともこの事業にどれだけの市の経費が掛けられるのか、それだけの意味はあるのかということが、この委員会ではむしろ知りたいことであります。他の経費があれば、ここまで必要なのか、報酬であれば何のために誰に支払われる報酬なのか、旅費はどのように使われる旅費なのか、そういったことが検討の評価の対象となるのですが、このままでは評価の仕様がなくて、評価する意味がないとなります。掛かる経費に記載があれば、この事業に対する思い入れ、市側の姿勢・熱意が伝わってくるのですが、0円であると市側の姿勢はどこに見えるのであろうということになってしまいますので、そのあたりどうかと思いつつ先ほどから聞いておりました。

(産業振興部長) この事業について、市の裁量があるかと言えば、国の制度ですので、給付額150万円を140万円にするとか、そういった裁量はございません。課長が申し上げたとおり、これ以外にも数多くの補助制度がございます。国の補助金を各農家の方に給付する事務費については、それぞれの事業で個別に旅費などの事務費を計上するのではなく、全体的な農業総務事務費といったところで一括して持っているものですから、この事業に対する支出となりますと、国の補助金を市が受けて、各新規就農者の方に給付するといった事務的な事業となってしまいます。そのため、これが市民評価に値するかどうかについては、総合政策課ともお話した経緯もございますし、新規就農者自体について委員の方で知識として習得したいといった意味合いで選択されたのかなと認識していました。

(杉原会長) それはそうなのですが、やはり市民評価の対象としては、必要性・緊急性・効率性で評価しまして、特に効率性については市民の方からすると非常にうるさい部分であり、経費がこれだけ掛かる必要があるのか、効率的に実施されるのか、この資料で評価しコメントしなければならないのです。必要性・緊急性については判断できるのですが、効率性については計算が

基になりますので、コメントの仕様が無いのです。

(関口委員) 今の話に絡んで別の言い方をしますと、下野市のこの事業における対象者数は他と比べて多いのか少ないのかということだと思います。国からの補助金ということでありますが、市では独自にPRをしなくてはなりません。PRには経費が掛かるとは思いますが、非常に魅力的な制度であり、しかも国から全額補助されるのであれば、一生懸命PRして、市外から多くの新規就農者を呼び込んでいけば、就農者も人口も増加すると思いますので、他市町と比べて、どのような位置付けであると判断しているのでしょうか。

(産業振興部長) 下野市の新規就農者への支援体制について、近隣の小山市や栃木市などの支援体制と比べたことがありませんので、県内で下野市の位置がどのあたりにあるのかは不明であります。確かに、市としても、こういった制度について農家の方にお知らせし、新しく農業を始める方にはなるべく活用できるように相談等を実施している状況ではありますが、それが他市町と比べてどうかと言えば不明であります。

(関口委員) 考えてみますと、農家の方が農家を継ぐのも大事ではありますが、現在故郷に帰るといってIターンやUターンなどありますが、その中で就農したい、野菜を作りたいといった方がいるのではないかとと思うのです。上手にPRしたら、新規就農者が増えるのではないかとと思うのです。

(農政課長) 関東近県のこの青年就農給付金の実績を見てみますと、一番多いのは茨城県で422件、栃木県は287件、千葉県が288件、東京都は25件となっており、地域によってその状況が違いますので、多い少ないが一つの指標とはできないのではないかと考えます。ただ、関東の中で一番である茨城県を目指すという意味で、数字を見るのはいいのではないかと思います。

(杉原会長) 他にご質問等ございませんか。それでは、時間も過ぎましたので、終了とさせていただきます。ありがとうございました。

【ヒアリング時未回答報告】

➤ 3名が合同で新規就農をした場合の経営開始型給付金の取扱いについて、また、父と子ども2名の計3名が新規就農をした場合の経営開始型給付金の取扱いについて

A) 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに最大150万円を給付することとなります。各人が独立した経営体を形成する場合には、3名それぞれに最大150万円を給付することとなります。

(農林水産省：新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱による)

➤ 準備型給付金の受給期間における研修先での研修費用は、誰が負担するのか。

A) 県が認定する就農準備研修機関(県農業大学校・先進農家等)での研修費用については、研修機関が負担することとなっており、研修生の負担はありません。

(農林水産省：青年就農給付金事業に係る就農準備研修期間認定要領による)

➤ この制度が外国人に適用されるか。

A) 準備型給付については、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「特別永住者」のいずれかの在留資格を有することが必要要件となります。

また、経営開始型給付につきましては、確実に就農できる状況（農地の利用権の設定等）を十分に調査の上、状況に応じ対応しています。

（農林水産省：新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱、及び下都賀農業振興事務所経営普及部回答による）

②重要給水施設配水管更新事業

[建設水道部出席者自己紹介]

[水道課長から説明]

（杉原会長） それでは、委員の皆様からご質問をお願いいたします。

（関口委員） この重要給水施設管路更新路線一覧にあります8か所を整備すれば、この事業は目的達成ということでしょうか。この他の指定避難施設までの管路については、耐震化が済んでいるということでしょうか。

（水道課課長補佐） 残り8か所の耐震化により、公園を除いたすべての指定避難所までの管路耐震化は終了となります。

（水道課長） 市街地ではほとんどが耐震化の管路が埋設されているのですが、この8か所については、姿川の西の方や田川の周辺など市街地から離れた所が多く、全長17kmにおいて耐震化の管路に布設替えを実施する事業であります。

（長委員） これは、耐震化の必要性からも、計画よりも早急に実施すべき事業ではないかと思えます。

（水道課長） 重要給水施設として実施している部分とは別に、40年以上経過した老朽管の布設替えについても毎年実施しております。古い铸铁管は、現在のダクタイル铸铁管と違って難点もございますので、可能な限り、古いものから順に布設替えを実施しております。

（杉原会長） 重要給水施設の重要というものは、毎年更新しているものとは違い、優先すべきものということで、この一覧表にある8か所であるという認識でよろしいでしょうか。そうしますと、それ以外の重要でないというわけでもないのでしょうか。毎年更新しなければならない緊急性のないものはどのくらいあるのでしょうか。

（水道課長） 管の耐用年数で言えば、市内の水道管は比較的新しいものが多く、40年を超えている管は約1%程度であります。10年後においても10%に達しない程度であります。その後には耐用年数を経過したものが多く出てくることとなりますので、古いものから順次更新を行うこととしております。その中で、グリーントウンの管がかなりの距離があるため、当時は公団施行で実施したので3年から4年の短期間で対応できたと思われませんが、市の財政から判断すると不可能でありますので、10年近く掛かるのではないかと考えております。

（杉原会長） その他にいろいろトラブルが起きた場合には、応急措置といったことになるのでしょうか。

（水道課長） 修理関係については、その都度対応しております。

（杉原会長） 古いものから順次入れ替えていくとなりますと、途方もない年数と費用が掛かると思われます。

（水道課長） 井戸から汲み上げてくる配水場までの管と送水管と配水管の距離は、合計

で502kmあります。その約1%の5km程度が40年を経過している管であります。当初はこちらを主に実施していたのですが、途中で避難所などの重要給水施設ということで新たな国庫補助ができたため、その他については、配水管布設事業としまして別に実施しているところであります。

(関口委員) 先日、福岡市で地盤沈下がありました。下野市において、同様の危険性について調査など実施しているのでしょうか。例えば、東京では、夜間、道路内の空洞調査など実施していると聞いたことがあります。

(水道課長) 漏水調査ということであれば、表面に染み出てこない漏水の場合、音による調査をすることがあります。ここ2・3年は実施しておりませんでした。有収率(料金徴収の対象となった水の量を配水量で除したもの)が下がってきております状況を鑑みて、来年度以降、音波計により漏水調査を実施することとしております。方法としましては、ある程度範囲を決めて、古くなった管を重点的に調査していきたいと考えております。

(関口委員) 今年度ではなく、来年度から実施するのはなぜでしょうか。

(水道課長) 平成27年度の決算により有収率が下がった結果を受け、その理由のほとんどが漏水ではないかと判断しましたので、来年度から業務委託により実施したいと考えております。配水場から水を送り出した時の水が料金となって戻って来るのが有収率であり、現在の市では約90%程度、この数値は県内で比較しても高い方であります。しかし、残り10%のうち数%は漏水が原因であると思われまますので、少しでも有収率を上げるための対策として実施していくことにしました。

(飯島委員) 今回の事業とは外れると思われまますが、下野市の水源はどうなっているのでしょうか。

(水道課長) 市内には33か所の深い井戸がありまして、60mから200mの深さであります。そこから水を汲み上げて、市内6か所の配水所に行くようになっております。水については汚れなど特にないため、必要最小限の消毒を施しています。

(飯島委員) 33か所の井戸が枯れることはないのでしょうか。

(水道課長) 井戸については、通常、耐用年数は50年と言われております。50年経過した井戸が1つあり、水量は少なくなっておりますが枯れてはいません。井戸の持っている能力もありますので、限界から下げた適正水量よりも下げて水を汲んでおり、可能な限り長く井戸を利用できるようにしております。枯れてしまった井戸については、今のところございません。

(飯島委員) 今後も井戸だけで運営して行く予定なのでしょうか。それとも、他の水源を考えているということはあるのでしょうか。

(水道課長) 水源については、今のところ地下水で間に合っている状況であります。将来的には別の水源などを検討する必要があると思っております。というのも、表流水と違い、地下水は汚染等事故があった場合に、原因等がまったく分からないため、使えなくなる危険性があります。近くに大きな川が無いため、別の水源確保については、今後の課題でもあります。

(杉原会長) これまでに、下野市では給水施設の事故例というものがあったのでしょうか。

か。先日、福岡で給水施設に限らずインフラ全体の大事故があり、あれほど大規模の事故はないでしょうが、そういった給水施設の事故例についてお伺いいたします。

(水道課長) 配水所・浄水場に限っては、大きな事故はございません。

(杉原会長) 福岡の事故例を見ていて、あのような事故が起きると、22節に補償費・賠償金といった項目がありますが、年間の予算に組み込まれていても間に合う金額ではなさそうではありますが、想定外の事故が起きた場合の補償金などの経費はどのような形で支払われることとなるのでしょうか。

(水道課長) 損害賠償といったことであれば、施設においては損害賠償保険に加入しており、道路内の管についても、管路が基で建物を破壊した場合や、陥没して人が落ちたなどの事故についても、補償対象となっております。

(杉原会長) それから、事業費内訳の中には、工事請負費の8,600万円のみ記載があり、その他の経費は書かれておりませんが、これは先ほどのヒアリング事業と同様に、共通の総合事務経費として別で計上しており、細かい経費はそこから支出するというのでしょうか。

(水道課長) はい。

(杉原会長) そうしますと、この事業においても、この事業を実施するために、どれだけの経費が掛けられているのかといった効率性の面がなく、効率性について評価する根拠がありません。効率性というものは、これだけの事業を実施するのに、これだけの市の経費を掛ける必要があるのか、あるいは、もっと効率的に実施することで経費が節約できるのではないかと、報酬や役員費などの目的は何なのか、細かく書かれている内容について評価の対象としております。簡単に言えば、8,600万円の工事請負費の経費を掛ける必要はないと言えるだけの根拠がこちらにはありませんから、効率性の評価ができないのです。

(大木委員) 緊急性があるのであれば、予算を付けて短期間で実施した方がいいと思われれます。ここに3分の1の国庫補助とありますが、毎年、市における枠と言いますか限度額など決まっているのでしょうか。例えば、3年の計画のところ、2年で実施するといったことは可能なのでしょうか。

(水道課長) この事業認可を受けた時点では、トータルで2億1千350万円が補助額の限度であり、それに対する補助基本額があり、資料に記載のペースで平成32年度まで実施していくということでありました。計画を前倒しして実施していくには、市の単費で実施するほかありません。

(水道課課長補佐) 平成27年度の補助額を見ますと、市では2,150万円を要求しましたが、実際は1,593万2千円の補助額ということで下がってしております。県の方でもそこまでの交付金がなく、市でも早急に事業を進めて行きたい気持ちもあるのですが、補助金を活用したうえで実施している状況であります。

(大木委員) そうしますと、補助事業で実施しているため、補助金が出ない分については計画が遅れていくといった状況であり、31年度以降で進捗率100%とありますが、到達は難しいということでしょうか。

(水道課課長補佐) はい。計画どおり終了しないことが予想されますが、32年度までの計画であるため、それ以降は補助金がありません。その後新しい補助事業となればいいのですが、ない場合は市単費の実施となります。

(杉原会長) 他にご意見等ないようでしたら、ここでヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

(3) 全体協議

(杉原会長) 全体協議としまして、意見交換したいと思います。皆様、この事業を選ばれた時に、こんなふうになるだろうという予想をされていたか。要するに、細かい点はほとんど意味がなく、全体的にこの事業が必要であるか緊急性があるかどうかといった評価となってしまうことであります。

(関口委員) 今年の10事業は、こういうのが多いです。選ばれた結果を見て思ったことは、事務局から審議して欲しい事業などを3事業くらい出してもらってもいいのではないかということです。私たち委員は、知らない事業や興味のある事業を選んでしまいます。特に本日の事業では、何を聞いても、国で決められたことだからと言われてしまいました。私たちが1人10事業選んだ段階で最初はばらつきましたので、そのばらつきを何とかした方がいいと思います。反省です。

(杉原会長) 何かいい方法はないでしょうか。

(長委員) 「新規就農総合支援事業」は評価の仕様がなく、補助事業であり市の裁量がないとなりますと、評価の対象となるのかなと思います。どういう風に評価シートを提出したらいいのかと思っています。

(水上委員) 「新規就農総合支援事業」であれば、これ1つではなく、市で機械や設備の補助をしているということでしたので、新規就農者がいらっしゃった場合には市としてどのように関わっているのか、もしくは、新規就農という全体像や市の補助について、私たちが事業を選択する時点でアドバイスしていただけたらと思います。また、前回の「児童館共通事業」ですが、共通事業といった名称だけでは全体像が分かりませんし、学童保育がどのように関わっているのか分からない状態で資料を拝見しますと、まったくかみ合わないこととなり、事業名とその内容に大きな差があるように思います。事業を選択するにあたり、その部分を修正して頂けたらありがたいと思います。「重要給水施設配水管更新事業」についても、個別の細かい事業だけでは評価が難しいため、それよりは、市全体の布設替えの事業の中でこういった計画があるなどといったことであれば、市民の立場で意見が出せるのではないかと思います。委員の皆様も市役所の方もお忙しい中時間を割いてくださっていますから、評価意見が出せるような事業の選択となるようアドバイスしていただけたらと思います。

(大木委員) 「新規就農総合支援事業」で、準備型はまったく市の事業ではないのです。ここに載せる必要がないと思うのです。このパンフレットも県の農政部が作成しているものです。総合計画の中でも新規就農者への支援と謳っており、必要性・緊急性・効率性もすべてAとしているのであれば、経営開始

型というものをPRするために、せめて市としての資料などがあってもいいのではないかと感じました。

(関口委員) 他にいろいろ援助があるということですので、そういったものをまとめてパンフレットを作成してみてもどうかと思います。

(杉原会長) 「新規就農総合支援事業」の説明を聞きまして、私は良かったと思いました。皆様が選んだ理由もよく分かります。ただ、いかんせんすべて国・県頼りで、市の施策がそこに少しも反映されない、はたしてこのままでいいのかなど、皆様そういった提起になったと思うのです。確かに、今の農政が危うい時代でもありますので、あの事業をもっと活用して、市独自の経費を入れてでも活力を与える必要があるのではないかと感じました。工業振興策は、「雇用創出基盤整備事業」によりたいへんな経費をかけておりますが、農業に関しましては、農業者任せといった感じがしましたので、農業に活を入れた方がいいと思います。

(関口委員) 農地では、なす・ほうれん草が順調に収穫できた場合、どのくらいの面積でどのくらいの利益が出るものなのかの目安があれば、新規就農者や農地を貸し出す方にとって良い参考となり、遊休農地が減っていくのではないかと思います。借り手を探すといったところまでできれば、非常に有効ではないかと思います。

(園部委員) 観光プロモーションの中で体験型の観光とありましたが、農業と観光がまったく繋がっていないことは疑問である。もっと詳しい情報を発信すれば、就農希望者などもたくさん集まってくるかもしれないと思います。

(関口委員) 市では、商業も含めた工業団地を整備しようとしています。同様に、農業団地ではないですが、遊休農地がどのあたりにどのくらいの面積で存在しているかなどPRすればいいのではないかと思います。

(園部委員) 近隣の市町などに、新規就農者が流れていくのであれば、下野市で就農してもらおうような対策があるといいのではないかと思います。他市町でも実施していないので下野市でも実施しないということではなく、他市町が実施していないからこそ下野市で実施し希望者を呼び込んでほしいと思います。

(中林委員) 農家の方にはいろいろお知らせしているとありましたが、本当に農業者を増加させたいのであれば、一般の方にもお知らせする必要があると思います。農業に関係ない方にも、市には農業に関しての様々な制度があるのだと広報などで周知しておけば、いろいろな場面で口コミにより広がり、新規就農が市外からも見込めると思うのですが、なぜもっとこの制度を活用しないのか、農家の関係者にしか周知しないのか疑問が生じます。もっと広報すべきであると思います。

(飯島委員) 農業で2位になった方がいらっしゃるとありましたが、表彰された部分だけお知らせするのではなくて、就農について大々的に広報に掲載すればいいのであって、いい所取りばかりしているなとも思います。その方のお話を伺ったことがあります。農地取得がたいへんであったこと、結局個人間でのやり取りで農地を取得したこと、そこに市の関与はなかったことを

おっしゃっておりました。本当にバックアップしたいのであれば、農政課が就農希望者に便宜を図るだとか、遊休農地のPR、農業委員会との連携などが必要であります。そうではなく、個人で動かなくてはならない状況には疑問があります。

(園部委員) 数十年前に比べて農業に興味のある方が多いと思いますので、もっと市外にアピールして新規就農により人口を増加させる努力をした方がいいのではないかと思いますのですが、そういった気持ちを感じられませんでした。

(中林委員) 観光プロモーションでも意見を記入したのですが、体験型にするのであれば、1回だけでなく、例えば、苗を植えて収穫までといった形にすると、複数回来ることになり、来ることで親しみも持ち、将来的には定住や就農に繋がるのではないかと思います。体験型で、1回だけの観光で、イチゴ摘みやトマト狩りなどそれだけの体験では、その後に繋がらなく、あまり効果がないのではないかと思います。

(園部委員) 小さい時に、お芋掘り体験があつて、本当にお芋を掘っただけであつたため、何の感動もなかったことを覚えております。育っていく過程が見えたり、季節による育ち具合が見えたりすると、そこで非常に感動を覚えたりしますので、そういう体験型であれば、そういった喜びも味わえますし、そういった環境で育つ方には普通のことでも、都会の方には普通ではない良い体験になると思います。

(飯島委員) 都会の方に、農地を貸して、グループなどで毎週農業をやってもらったりするのもいいと思います。

(水上委員) 群馬県に元々空き家であった古民家シェアハウスがあり、農村地帯を散歩したい老夫婦や、週末に農業をやりたいといった都会の希望者が、その一室に宿泊料を払って暮らし、そこでの生活を楽しむといったものでした。体験した方の感想などをPRの材料とすると、さらにいいのではないかと思います。

(園部委員) 外に発信すると、行ってみようかなと思う方が必ずいらっしゃいます。

(水上委員) 市内にも空き家の古民家があるそうなので、上手に利用したらいいのではないかと思います。

(杉原会長) 本日は2事業ヒアリングということで、お時間もありませんでしたので、自由意見がたくさん出されました。この辺りで、終了とさせていただきます。

(4) その他

(事務局)

本日の会議録については、調整次第、配付させていただく予定ですので、よろしくお願ひいたします。本日配付させていただきました緑色の封筒ですが、11月24日の次回委員会の開催通知及びヒアリング2事業の資料を入れております。その通知にも記載させていただきましたが、変更点についてご案内させていただきます。次回委員会の会場ですが、当初302会議室としておりましたが、203会議室に空きが生じたため変更いたしました。次回も、この会議室で委員会を開催させていただきます。また、ヒアリングの順番であります。担当部署の都合により、①しもつけ風土記の丘資料館整備事業 ②社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業の順番に変更させていただきました。よろしくお願ひいたします。以上です。

○閉会

(事務局) 以上をもちまして、第5回下野市行政改革推進委員会を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違がないことを証するためにここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員